

消費者支援機構福岡発 2023-027 号
2023 年 10 月 18 日

北九州マラソン実行委員会 御中

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 平 田 広 志
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 18 番 16 号
博多駅前 1 丁目ビル 302 号
TEL 092-292-9301 / FAX 092-292-9302

申入れ及び問い合わせ書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構は、貴実行委員会に対し、2019年8月28日付申入書にて、「北九州マラソン2020」で使用される申込規約につき、消費者契約法に抵触すると思われる条項があるため、規約改正につきご検討をお願いしておりました。

これに対し、貴実行委員会からは、2019年10月9日付回答書にて、当機構の申し入れの趣旨に準じた対応を行うこと、次年度以降同様の大会を開催する場合については、指摘された条項について改正を検討するとのことご回答を頂き、「北九州マラソン2022」では同回答に基づく改定が行われたという経緯があります。

今般、「北九州マラソン2024」が2024年2月18日に開催されることとなったようで、「北九州マラソン2024申込規約」を拝見した所、消費者契約法に抵触すると思われる条項があるものと判断いたしましたので、下記の通り申入れ及び問い合わせを行う次第です。

つきましては、本申入れ及び問い合わせに対する貴実行委員会のご回答を、2023年11月10日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れ及び問い合わせは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴実行委員会のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降の全ての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表させていただきますので、ご留意ください。

敬具

記

第1 申入れ

(1) 申入れの趣旨

「北九州マラソン2024申込規約」中8の、「また、過剰入金、重複入金の返金はいたしません。」という条項の削除を求めます。

(2) 申入れの理由

本条項が消費者契約法第 10 条に反するものとして無効であることは、前述した 2019 年 8 月 28 日付申入書第 2 の (4) 記載の通りであり、貴実行委員会の 2019 年 10 月 9 日付回答書では当該条項を削除する旨のご回答を頂いており、「北九州マラソン 2022」の申込規約では当該条項は削除されています。

「北九州マラソン 2024 申込規約」にて当該条項が再度記載されている理由は定かではありませんが、これまでの当機構と貴実行委員会との交渉経緯も踏まえ、改めて同条項を削除することを求めます。

第 2 問い合わせ

(1) 問い合わせの趣旨

(ア) 「北九州マラソン 2024 申込規約」中 6 及び 7 について、主催者に通常の過失（以下、重過失との対比で「軽過失」と言います。）があった場合、大会中の傷病、事故、紛失等について主催者が一切責任を負わないという趣旨であるのかどうか、回答下さい。

(イ) 仮に上記 (ア) で一切責任を負わない趣旨であるとする、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号及び 3 号の違反という観点から、貴実行委員会がどのような見解をお持ちであるのかについて回答ください。

(2) 問い合わせの詳細

消費者契約法第 8 条 1 項 1 号及び 3 号は、事業者の債務不履行または不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は無効とする旨規定しています。

債務不履行または不法行為は、債務者、行為者の故意または過失の存在が成立要件となるところ、この過失には重過失のみならず軽過失も含まれます。したがって、債務不履行または不法行為は、債務者、行為者に軽過失がある場合も成立しうるものです。

規約中 6 によれば、大会中に傷病、事故、紛失等が発生した場合で、これが主催者の債務不履行または不法行為に該当する場合であっても、主催者の過失が重過失でなく軽過失である場合には、主催者は消費者に対し一切の責任を負わないと読み取ることができます。仮にこのような内容であるとすれば、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号及び 3 号に反するのではないかと考えられます。

他方で、規約中 7 によれば、大会中に傷病、事故等があり、これが主催者の軽過失による場合、主催者が加入する保険の範囲であれば消費者は保障を受けられると読み取ることができ、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号及び 3 号に反するものではないとも考えられます。しかし、この場合規約中 6 に記載された「一切責任を負いません」との規定と矛盾するものと思われる。

これらの点に関する貴実行委員会の見解を確認させていただきたく、問い合わせの趣旨 (ア) (イ) の通り問合わせます。

以上

(参考 北九州マラソン 2024 申込規約 (<https://kitakyushu-marathon.jp/about/>) 2023年10月3日現在)

大会への参加を申込み際は、下記の申込規約に同意の上、お申込ください。

1. 地震、風水害、荒天、積雪、事件、事故、疾病、感染症等、主催者の責めによらない事由で大会が中止となった場合、参加料、出走権等の取扱いを下記の通りとします。
 - ①参加料
開催中止の決定をした時点までに生じた費用等を差し引いた上で、返金の有無及び金額を決定します。
返金する場合は、返金額相当の金券（クオカード等）を送付します。
 - ②スポーツ振興募金及びニックネーム入りアスリートビブス、参加記念品（大会オリジナル T シャツ）の料金
入金後の返金はいりません。
 - ③出走権
抽選により得た出走権は失効とします。スポーツ振興募金により得た出走権（ふるさと納税枠）は次回大会に承継します。
2. 自己都合による出場キャンセルの場合は、参加料の返金はいりません。
3. 北九州マラソンの参加料以外（渡航費、宿泊費など）については、いかなる理由があっても返金及び補償の対象にはなりません。
4. 大会中に傷病が発生した場合、主催者は応急手当に限り対応しますが、その方法、経過について責任を負いません。
5. 大会中に医師・看護師・競技役員等から競技の続行が困難であると判断された場合、その指示に従って競技を中止していただきます。
6. 主催者の故意又は重大な過失がある場合を除き、大会中の傷病、事故、紛失等について一切の責任を負いません。
7. 大会中の傷病、事故等への補償は、主催者の故意又は重大な過失がある場合を除き、主催者が加入する保険の範囲を限度とします。
8. 申込期間終了後の種目変更、記載内容変更・修正、キャンセル、グループのメンバー変更はできません。
また、過剰入金、重複入金の返金はいりません。
9. 年齢、性別、住所等の虚偽申告、大会での代理出走、権利譲渡は一切認めません。
こうした行為が判明した場合は失格とし、以降の大会への出場をお断りします。この場合、参加料、ニックネーム入りアスリートビブス、参加記念品（大会オリジナル T シャツ）の料金、スポーツ振興募金の返金は一切行いません。

10.本大会は国内の関連する全ての法律を遵守し、実施されるものとします。

11. 未成年者は必ず保護者の同意を得てお申込ください。

※本大会における感染症予防対策等については、国・自治体からの通知や（公財）陸上競技連盟のガイドライン等に基づきます。

詳細は大会ホームページでお知らせしますのでご確認ください。